

岐阜市児童館・児童センター 指定管理者募集要項

令和8年7月

岐阜市子ども未来部子ども支援課

目 次

1	募集の趣旨	1
2	基本的な運営方針	1
3	応募資格	1
4	指定期間	2
5	施設の概要	2
6	指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	3
7	指定管理に関する経費	7
8	指定管理者の審査・選定の方法	10
9	協定書の締結	13
10	スケジュール	13
11	応募手続等	13
12	提出書類	15
13	問い合わせ先及び書類の提出先	16

【参考資料】

- 資料 1 児童館・児童センターの概要
- 資料 2 施設別利用状況
- 資料 3 岐阜市児童館・児童センター指定管理仕様書
- 資料 4 指定管理業務に係る特記仕様書
- 資料 5 目的外使用許可について
- 資料 6 管理運営費実績（令和6,7年度）
- 資料 7 収支予算立案のための参考情報
- 資料 8 岐阜市（児童館・児童センター名）の管理運営に関する協定書（案）

【提出書類様式】

- 様式第 1 号（第 4 条関係） 岐阜市児童館指定管理者指定申請書
- 様式 2 岐阜市児童館・児童センターの管理に関する収支予算書
- 様式 3 岐阜市児童館・児童センター事業計画書兼提案書
- 様式 4 岐阜市（児童館・児童センター名）の指定管理者指定申請にかかる誓約書
- 様式 5 役員名簿照会及び同意書
- 様式 6 岐阜市（児童館・児童センター名）指定管理業務コンソーシアム構成員表
- 様式 7 岐阜市（児童館・児童センター名）指定管理業務コンソーシアム協定書
- 様式 8 委任状
- 様式 9 指定管理者募集要項等に関する質問票
- 様式10 辞退届

1 募集の趣旨

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを設置目的とする岐阜市児童館・児童センター（以下、「施設」という。）のそれぞれの管理について、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜市児童館条例（以下、「条例」という。）第2条の3の規定に基づき、施設の設置目的を効果的かつ効率的に管理することができる指定管理者をそれぞれ募集します。

平成15年6月の地方自治法の改正により導入されました指定管理者制度は、岐阜市議会の議決を経て、岐阜市（以下、「市」という。）が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

本施設の管理運営にあたっては、施設における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操を豊かにすることを求められており、拠点性・多機能性・地域性の取り組みを実施することにより、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設を目指しています。

施設の管理運営にあたって、指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、施設の管理、利用の制限、地域の児童の健全育成及び子育て支援の推進に関する業務を確実にこなすことが必要となります。

2 基本的な運営方針

施設は、児童福祉施設と位置付けられており、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊びや生活の援助と子育て支援事業を展開していきます。

このように、施設として、市民に様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下、「団体」という。）であること。
- (2) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項（昭和22年法律第67号）の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- (4) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及び

その開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

- (7) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。
- (8) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (9) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。
- (10) 管理運営のために必要な資格、免許を有すること。
- (11) 公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及び社会福祉法人以外の団体においては、直近の会計年度において児童館を運営する事業以外の事業を含む当該主体の財務内容について3年以上連続して損失を計上していない団体であること。
- (12) 「資料3 岐阜市児童館・児童センター指定管理仕様書」で規定する職員を配置できる団体であること。
- (13) サンフレンドうずら・児童センター及びサンフレンド・みわ児童センターにおいては、それぞれの児童センターの存する一棟の建物を一体的に管理することができる団体であること。

※コンソーシアム（複数の法人・団体により構成する企業連合等）の場合の注意事項

- ①複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能としますが、同一の法人・団体が同一の施設に応募する複数のコンソーシアムへ参加することはできません。
- ②コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。
- ③法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできますが、その代表者になることはできません。
- ④構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとします。
- ⑤コンソーシアムで応募する場合は、別紙様式6から様式8までの書類の提出が必要です。
- ⑥コンソーシアムを構成するすべての団体が応募資格を満たしていることが必要です。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

ただし、**東児童センター**は芥見東及び芥見南公民館との複合化による新築移転を予定していることから、**令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間**とします。

5 施設の概要

(1) 名称・所在地・建物の概要

「資料1 児童館・児童センターの概要」を参照してください。

(2) 運営状況（実績等）

①事業・業務内容

「資料3 岐阜市児童館・児童センター指定管理仕様書」を参照してください。

②利用者数

「資料2 施設別利用状況」を参照してください。

③収支決算・予算

「資料6 管理運営費実績（令和6,7年度）」を参照してください。

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

（1）管理運営形態

本施設は、市が支払う指定管理料により管理運営していただきます。

（2）管理基準

①開館時間

岐阜市児童館条例施行規則（昭和49年岐阜市規則第48号。以下「規則」という。）

第3条第1項及び第2項で定める施設の利用時間は、次のとおりです。

午前9時30分から午後5時30分まで（4月1日から9月30日まで）

午前9時から午後5時まで（10月1日から翌年3月31日まで）

②休館日

規則第3条第3項及び第4項に定める施設の休館日で、次のとおりです。

I 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、休日を除き最初に到来する日）

II 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

①②について、今後、利用者の利便性向上のため指定管理者と協議のうえ開館時間や休館日を変更する可能性があります。

③利用者の範囲

条例第3条に従うこと。

④個人情報の保護及び情報公開の推進

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。そこで、指定管理者として指定された場合は、資料4「指定管理業務に係る特記仕様書」に定める事項を遵守していただきます。

また、指定管理者は、資料4「指定管理業務に係る特記仕様書」に定める事項の範囲内で、施設の管理運営の状況、施設の利用状況、アンケートの実施内容等などについて、積極的な情報公開の推進に努めることとします。

⑤目的外使用の基準

「資料5 目的外使用許可について」を参照してください。

⑥災害発生時の指定管理者の対応について

- ・施設は岐阜市地域防災計画において指定一般避難所等に指定されておりませんが、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した時は、市と協議し施設利用者及び自主避難者の受け入れ

に協力すること。

- ・災害が発生した時は施設及び周辺の状況を把握し市に報告すること。
 - ・災害が発生した時は施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止に努めること。
- 詳細は、「資料3 岐阜市児童館・児童センター指定管理仕様書」を参照してください。

⑦SDGs及び環境への配慮について

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に努めることとします。

- ・省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。
- ・廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。
- ・環境負荷の低減に配慮した物品の購入に努めること。（グリーン購入の推進）

⑧文書等の管理について

指定管理業務を円滑に実施するため、業務を開始する一定前の時期までに、文書等の管理に関する規程及び管理帳簿書類を作成し、適正に保存するものとします。文書管理に関する規程は、指定管理業務期間の前後の時期も対象とする規程とします（既に文書管理に関する規程がある場合は、指定管理業務を行うのに必要な改正を行うこととします）。

⑨管理運営の方針

「資料3 岐阜市児童館・児童センター指定管理仕様書」を参照してください。

⑩施設の利用の制限に関する事項

条例第4条に該当する場合は、利用の制限をしてください。

条例第5条に該当する場合は、利用の中止を命ずることができます。

⑪施設の従業者（職員及び職員数）

「資料3 岐阜市児童館・児童センター指定管理仕様書」を参照してください。

⑫安全管理（危機管理）

「資料3 岐阜市児童館・児童センター指定管理仕様書」を参照してください。

⑬運営の透明性、説明責任、苦情処理等

「資料3 岐阜市児童館・児童センター指定管理仕様書」を参照してください。

⑭その他

「資料4 指定管理業務に係る特記仕様書」の規定を遵守すること。

（3）業務の範囲（指定管理業務）

施設の業務の範囲は次に定めるものとし、各施設における、指定管理者が行う業務の範囲及び具体的な内容については、「資料3 岐阜市児童館・児童センター指定管理仕様書」を参照してください。

- ①施設の管理に関する業務
- ②利用の制限に関する業務
- ③地域の児童の健全育成及び子育て支援の推進に関する業務
- ④上記に掲げる業務のほか、施設の管理上又は施設の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

（4）権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供すること

はできません。

(5) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

(6) 職員の継続雇用について

現在勤務している職員から継続雇用の希望があった場合は、継続雇用を検討するように配慮してください。

(7) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

自主事業の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- ・ 事業内容が施設の設置目的の範囲内又は目的を妨げないものであること。
- ・ 指定管理者の創意工夫やノウハウを活かすことにより、施設の利用促進やサービスの向上に資する事業であること。
- ・ 指定管理者が自らの費用負担により実施し、事業の実施により発生する収入は指定管理者に帰属するが、損失が発生した場合でも、市は補填しません。
- ・ 事業実施前までに市の承認を得ること。また、その内容が目的外使用に該当すると認められるときは、目的外使用の許可を得ること。
- ・ 指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用（※）は一般利用者と同等になるため、長期にわたり独占的に使用する提案は避けること。

（※）資料5 「目的外使用許可について」を参照してください。

(8) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり市が想定する主なリスク分担、費用負担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

（負担者側に ○）

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理（管理主体）への円滑な移行（引継ぎ）	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	協定書（第4条）にて示される業務に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合（施設の瑕疵・施設改修等）	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（事業放棄・破綻等による指定取消しまたは業務の停止）		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（岐阜市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○

6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	物価変動及び事業条件（仕様）変更以外の要因による管理運営費の増大		○
		上記のうち、急激な物価上昇等、特殊な事由が認められる場合	○	
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等による需要変動		○
		上記以外で、指定管理者の責めに帰さない事由により、当初の需要見込みと大きく異なると認められる場合	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○

このうちNo.11の「利用者への対応」については、下記の「**市民総合賠償補償保険（全国市長会）**」は、**全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており**、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象としない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入してください。

<市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき 3,000万円 1事故につき 3億円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 20万～500万円
	財物賠償 1事故につき 1,000万円	入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	市が主催・共催した事業での事故を対象

※指定管理者の負担により実施する自主事業については保険の対象となりません。

※補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

（９）指定の取消し等

市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。

- ・関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
- ・募集要項の応募資格に不適合となったとき。
- ・経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(10) モニタリングの実施

① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消を行うことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

ウ 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

エ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

③ 帳簿書類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類等その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

7 指定管理に関する経費

- (1) 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う指定管理料により、上記の管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。
- (2) 年度の指定管理料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。なお、本事業に係る指定管理の消費税の取り扱いについては消費税法第6条及び関係法令に基づき非課税取引として扱います。

過去の管理運営費の実績については資料6を、収支予算立案のための参考情報については資料7を参照してください。業務に関する物品については、市が無償で貸し付けます。

＜各施設の指定管理料上限額（単位：千円）＞

施設名／年度（令和）	9	10	11	12	13	合計
梅林児童館	19,053	19,053	19,053	19,053	19,053	95,265
黒野児童館	18,531	18,531	18,531	18,531	18,531	92,655
加納児童センター	19,156	19,156	19,156	19,156	19,156	95,780
西児童センター	17,846	17,846	17,846	17,846	17,846	89,230
日光児童センター	17,260	17,260	17,260	17,260	17,260	86,300
本郷児童センター	18,648	18,648	18,648	18,648	18,648	93,240
長良児童センター	18,202	18,202	18,202	18,202	18,202	91,010
長森児童センター	18,756	18,756	18,756	18,756	18,756	93,780
岩野田児童センター	19,938	19,938	19,938	19,938	19,938	99,690
サンフレンドみわ ・児童センター	19,337	19,337	19,337	19,337	19,337	96,685
サンフレンドうずら ・児童センター	19,436	19,436	19,436	19,436	19,436	97,180
東児童センター	18,719	18,719				37,438

（参考）各施設における単年度の指定管理料上限額の積算内訳（単位：千円）

費目／施設名	梅林	黒野	加納	西	日光	本郷
人件費	15,505	15,505	15,505	15,505	15,505	15,505
需用費 （光熱水費・燃料費）	898	1,186	838	466	0	875
電気料金	827	1,151	0	445	0	807
ガス料金	9	0	9	0	0	10
上下水道料金	62	35	76	21	0	58
灯油料金	0	0	753	0	0	0
需用費（修繕等）	262	363	305	203	451	285
役務費（通信運搬費等）	213	168	189	164	165	167
委託料	1,040	821	886	1,188	687	1,333
使用料及び賃借料	608	171	945	171	171	171
備品購入費	60	60	100	50	30	50
その他経費	467	257	388	99	251	262
合 計	19,053	18,531	19,156	17,846	17,260	18,648

※加納児童センターは加納西小学校敷地内にあり電気料金の負担なし

※西児童センターは西部体育館との複合施設のため電気、水道を西部体育館と按分

※日光児童センターは日光コミセンとの複合施設のため光熱水費の負担なし

費目／施設名	長良	長森	岩野田	みわ	うずら	東
人件費	15,505	15,505	15,505	15,505	15,505	15,505
需用費 (光熱水費・燃料費)	1,013	902	1,203	1,178	1,117	665
電気料金	894	824	1,102	1,133	1,023	577
ガス料金	9	20	20	14	15	33
上下水道料金	110	58	62	31	79	55
灯油料金	0	0	19	0	0	0
需用費（修繕等）	457	368	914	616	473	422
役務費（通信運搬費等）	107	159	275	241	181	179
委託料	733	1,330	849	1,311	1,543	1,458
使用料及び賃借料	206	171	289	171	215	169
備品購入費	10	30	280	40	90	50
その他経費	171	291	623	275	312	271
合 計	18,202	18,756	19,938	19,337	19,436	18,719

※サンフレンド・みわ児童センター及びサンフレンド・うずら児童センターは旧障害者センターとの合築施設である。指定管理者はそれぞれの児童センターの存する一棟の建物を一体的に管理しなければならない。上記の指定管理料は児童センターの管理にかかる費用のみであり、旧障害者センターの管理にかかる費用については岐阜市福祉部から別途支出される。なお、サンフレンド・うずらは旧障害者センター部分を放課後児童クラブ教室として活用しており、旧障害者センターの管理にかかる費用は、岐阜市福祉部と岐阜市教育委員会事務局から別途支出される。

- (3) 指定期間中の指定管理料は申請団体の提案した指定管理料の額とし、法の改正や災害等特別な場合や中間見直しを行う場合を除いて、原則、指定期間中は増額しません。

【中間見直しについて】

基準となる経済指標の推移と各費目の収支決算などを勘案し、見直しの対象となった場合に指定管理料の増額又は減額を行います。

見直しは、指定期間5年の場合、2年目までの決算を基に、3年目（中間年）に判断します。積算した見直し額は4年目以降（2年分）の指定管理料として反映します。なお、指定期間が5年未満の場合、見直しは行いません。

- (4) 指定管理料は、原則、精算しませんが、協定外の事項の発生により事業計画の見直しが必要になる場合は、市と指定管理者による協議に基づき精算を実施することがあります。
- (5) 市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入（収入）となります。（自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。）
- (6) 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし支払うものとします。なお、支払い時期や方法等は協定書にて定めます。
- (7) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(8) 納税義務

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市市民税課、②については岐阜市資産税課にお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した申請団体について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて選定委員会（以下、「委員会」という。）の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

審査は、委員会において非公開で行います。

なお、申請団体と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日申請団体へ通知します。また、審査結果は市ホームページ等で公表します。ただし、選外であった申請団体の団体名は公表しません。

(4) 選定方式

第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目8の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審 査 項 目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体であること。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
3	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
4	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
5	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
6	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
7	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。	適・否
8	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
9	市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。	適・否
10	施設の管理運営に必要な免許・資格を有すること。	適・否
11	公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及び社会福祉法人以外の団体においては、直近の会計年度において児童館を運営する事業以外の事業を含む当該主体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない団体であること。	適・否
12	「資料3 岐阜市児童館・児童センター指定管理仕様書」で規定する職員を配置できる団体であること。	適・否
13	サンフレンドうずら・児童センター及びサンフレンド・みわ児童センターにおいては、それぞれの児童センターの存する一棟の建物を一体的に管理することができる団体であること。	適・否
14	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、申請団体もしくは指定管理者としての資格を喪失するものとします。

第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した申請団体について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については次のとおりとし、採点は200点を満点とします。合計点と区分ごとの採点内容を勘案し、出席委員の協議による「総合評価」により選定します。ただし、採点の結果が配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

＜選定基準及び評価項目＞

区 分	配点	選定基準	評 価 項 目
公平性 透明性	20	住民の平等利用が確保されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど
			情報公開、広報の方策
			その他申請団体の提案によるもの
効果性	60	事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			事業計画書兼提案書のうち「その他の提案」の提案内容
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など
			利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロモーション、設備の整備など）
			利用促進、利用者増の方策
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど
			その他申請団体の提案によるもの
効率性	35	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			指定管理経費の設定額
			指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）
			管理経費縮減の具体的方策
			スタッフ配置の妥当性（シフトに無理はないか）
安定性 安全性	50	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績
			経営基盤の安定性
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など
			スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制
			スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策
			リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、非常時の対応マニュアルなど）
			その他申請団体の提案によるもの
貢献性	35	事業計画書の内容が岐阜市の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用
			地元での社会活動等への参加
			地元団体との連携、地元住民等との交流（世代間交流など）
			その他申請団体の提案によるもの

9 協定書の締結

市議会における指定議案等議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項や指定管理料を定めた協定書を締結します。

指定期間開始後、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて市と指定管理者で協議します。

10 スケジュール

- | | | |
|------|------------------------|---------------------------|
| (1) | 募集要項の公表・配布 | 令和8年7月15日（水）～ |
| (2) | 説明会開催 | 令和8年7月29日（水） |
| (3) | 質問受付期間 | 令和8年7月15日（水）～令和8年8月7日（金） |
| (4) | 申請書受付期間 | 令和8年7月15日（水）～令和8年8月21日（金） |
| (5) | 第1次審査（資格審査等） | 令和8年8月下旬～9月上旬 |
| (6) | 第2次審査（提案内容等の審査） | 令和8年9月下旬～10月中旬 |
| (7) | 選定結果の通知・公表 | 令和8年11月上旬頃 |
| (8) | 市議会へ指定議案及び債務負担行為予算案を提案 | 令和8年11月下旬頃 |
| (9) | 指定の通知 | 令和8年12月下旬頃 |
| (10) | 協定書の締結 | 令和9年1月頃 |
| (11) | 事務引継・トレーニング | 令和9年1月頃～3月頃 |

11 応募手続等

(1) 応募書類等の提出方法等

市ホームページ（ページ番号：1011049）から申請書類等を入手し、子ども支援課まで持参（受付時間：土日祝日を除く午前8時45分から午後5時30分）するか、市ホームページ専用フォーム（ページ番号：同上）のいずれかにてご提出ください。**※提出期間内必着**
ただし、オンラインで提出する場合も、12「提出書類について」の番号下に※がある資料については書面で提出してください。

（注意事項）

- ・申請に要する経費は全て申請者の負担となります。
- ・申請者から提出された書類は指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするともに、一度提出された事業計画書兼提案書や管理運営費などの施設の管理運営の根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

12「提出書類について」のとおり。必ず所定の様式を使用してください。

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和8年7月15日（水）から8月7日（金）までとします。

質問票（様式9）を作成のうえ、市ホームページ（ページ番号：1011049）の「指定管理者申請問い合わせフォーム」でご提出ください。なお、質問に対する回答は上記の市ホームページにて公表します。また、質問に対する回答は、募集要項等と一体のものとして同等

の効力を有します。

(4) 説明会

日時：令和8年7月29日（水）15:00～16:00

場所：岐阜市庁舎 14-1会議室

(注意事項)

- ・参加人数は一団体につき3名までとします。
- ・参加を希望される場合は、前日17:00までに市ホームページ（ページ番号：1011049）の「説明会参加申し込みフォーム」からお申込ください。
- ・当日は募集要項等を配付しませんので、関係書類を持参（データ可）し、開催日時までに受付を済ませてください。
- ・説明会への参加の有無が後の評価に影響を与えることはありませんが、参加をしなかったことで得られなかった情報等について、市は責任を負いかねます。

(5) 応募に関する留意事項

①働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

働きかけの基準・判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

②虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③申請書類の取り扱い

申請書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

④申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、辞退届（様式 10）を提出してください。

⑤提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請団体の提出する書類の著作権はそれぞれの申請団体に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦情報公開制度の対象

申請者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例（昭和 60 年 6 月 20 日岐阜市条例第 28 号）第 2 条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑧資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

12 提出書類

提出書類一覧及び様式

	提出書類	主な記載内容	様式
1	岐阜市児童館指定管理者指定申請書 (正本1部、 <u>副本10部</u>)		様式第1号 第4条関係
2 ※	団体の概要及び活動状況を記した書類 (正本1部、 <u>副本10部</u>) ※コンソーシアムの場合は構成員全て	①令和8年7月1日以降に発行された 登記事項証明書(全部事項証明書) ②直近3事業年度の決算期の財務諸表 ③団体の概要及び活動状況がわかる 書類(団体のパンフレット等)	— 任意 任意
3 ※	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する 書類の写し(正本1部、 <u>副本10部</u>) ※コンソーシアムの場合は構成員全て		—
4	岐阜市児童館・児童センターの管理に関する 収支予算書(正本1部、 <u>副本10部</u>)		様式2
5 ※	岐阜市児童館・児童センター事業計画書兼 提案書(正本1部、 <u>副本10部</u>)		様式3
6 ※	岐阜市(児童館・児童センター名)の指定管理 者指定申請にかかる誓約書(正本1部)		様式4
7 ※	役員名簿照会及び同意書(正本1部) ※コンソーシアムの場合は構成員全て	役員等の役職、氏名、生年月日、住所等	様式5
8 ※	納税証明書 (正本1部) (滞納がないことを証明すること)	令和8年7月1日以降に発行された 直近3か年分の原本 (対象となる税) 市町村民税、固定資産税、消費税及び 地方消費税	—
9 ※	児童厚生員として採用を予定している者の資格 要件を示す書類又は採用に関する確約書 (正本1部、 <u>副本10部</u>)	例:保育士証、幼稚園教諭二級普通免許 状、小学校教諭一級普通免許状等の写 し、卒業証明書等	—
10	防火管理者の資格を証するものの写し (正本1部、 <u>副本10部</u>)		
11	【コンソーシアムの場合】 岐阜市(児童館・児童センター名)指定管理業 務コンソーシアム構成員表 (正本1部、 <u>副本10部</u>)		様式6
12 ※	【コンソーシアムの場合】 岐阜市(児童館・児童センター名)指定管理業 務コンソーシアム協定書(正本1部)		様式7
13 ※	【コンソーシアムの場合】 委任状(正本1部)		様式8
14	【必要に応じてLogoフォームで提出】 指定管理者募集要項等に関する質問票		様式9
15	【必要に応じて】辞退届(正本1部)		様式10

(注意事項)

- ・ 副本は正本の複写で差し支えありません。
- ・ 用紙は、日本工業規格A 4サイズとします。
ただし、A 3サイズの図面等のみA 4サイズに折って使用することができます。
なお、会社概要を示すパンフレット等はサイズを問いません。
- ・ 申請書等の印字については、片面印刷、両面印刷のどちらでも可とします。
- ・ 申請書等を綴じる順番は上記表のとおりとし、ホチキスなどで綴じないこと。
- ・ 提出していただいた書類は、返却しません。

13 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市 子ども未来部 子ども支援課 管理係

(担当：鎌田、伊藤)

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 (岐阜市庁舎2階)

電話：(058)214-2398 (直通)

E-mail：k-shien@city.gifu.gifu.jp